三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び南丹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
京都府京都市右京区京北下黒田町駿河谷五、六の一、六の二、七、東谷二の一、三、八の一、八の二、九、一〇、一〇の一、一一、一一の一、掛尾六の七、六の一五から六の一七まで、矢代一六、京北宮町西中山二〇の一、京北上黒田町本仲八の一、八の二
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
京都府南丹市美山町向山宮ノ谷三、三の七、三の八、三の一〇から三の一三まで、四の一、四の三、五、六、七の一、七の三
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び南丹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県南都留郡道志村（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
道志村（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県北杜市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
北杜市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県甲州市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
甲州市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県三好市三野町太刀野字不動一九一九の七、一九一九の八、一九一九の一〇から一九一九の一三まで、一九一九の一五から一九一九の一八まで、一九一九の四四、一九一九の四六から一九一九の四八まで、一九一九の五五から一九一九の五九まで、山城町上名字ヲカ一九八六、字カヤノウ子一九八五、山城町下名字上羽瀬二〇七〇、二〇七八、池田町西山神田一の二、四の一、一八の三、一九の五、三〇の一から三〇の三まで、三一の一、三三から三五まで、三六の一、三六の二、三七の一、三七の二、三七の四、三八の一、三八の二、三八の四から三八の七まで、南岡二六七、二八六の九から二八六の一一まで、二八六の一三、二八六の一四、二八六の一六の二、二八七、二八九、三〇四から三〇六まで、三〇七の二から三〇七の九まで、池田町白地ウマバ七八五の一から七八五の四まで、七八六の一、七八六の二、八〇七の二、八〇七の四、八〇七の八から八〇七の一一まで、八〇七の一四から八〇七の一七まで、東祖谷西山六七八の二、六七八の三、西祖谷山村中尾一五一の四、井川町泉五六五〇、井川町丸山四二〇六、四二〇六の二、井川町鎧滝六三〇二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字不動一九一九の一から一九一九の一三まで、一九一九の一五から一九一九の一八まで、一九一九の四四、一九一九の四六から一九一九の四八まで、一九一九の五九まで、字ヲカ一九八六、字カヤノウ子一九八五、字上羽瀬二〇七〇、二〇七八、神田二〇の一から三〇の三まで、三一の一、三四、三五、南岡二六七、二八六の九から二八六の一一まで、二八六の一三、二八六の一四、二八七、二八九、三〇四から三〇六まで、三〇七の二から三〇七の九まで、池田町白地ウマバ八〇七の一四から八〇七の一七まで、東祖谷西山六七八の二、六七八の三、井川町泉五六五〇、井川町丸山四二〇六、四二〇六の二、井川町鎧滝六三〇二